



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年2月28日(金) 号外(第3号)

目次

ページ

規則

○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)

2

規則

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六号

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築士法施行細則(昭和五十年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次に掲げる書類(同条第四項第一号に該当する者及び同項第三号に該当する者のうち同項第一号に該当する者と同項以上の知識及び技能を有するものとして知事が認める者にあつては、第四号に掲げる書類を除く。)(その書類を得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二十八条第一項の規定により知事に提出した同項第一号に掲げる書類又は同条第二項の規定により法第十五条の六第一項の知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは第三号に掲げる書類を、第二十八条第一項の規定により知事に提出した同項第二号に掲げる書類又は同条第二項の規定により指定試験機関に提出した書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が法第五条第一項に規定する二級建築士名簿又は木造建築士名簿(以下「名簿」と総称する。)(への登録の要件を有すると認められるときは第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
三 次のいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同項以上の知識及び技能を有すること
を証する書類

四 実務経歴書(別記様式第二号の二)及び実務経歴証明書(別記様式第二号の三)

第三条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。
第四条第一項中「法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿(以下「名簿」という。)(を「名簿」に改める。
第十二条第一項中「法」を「知事は、法」に改める。
第二十一条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。
一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十四条中「第三条第一項、」を「第三条第一項及び第二項、」に、「第九条及び」を「第九条並びに」に、「知事」とあるのは「法」を「これを知事」とあるのは「これを法」に、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改める。
第二十七条第一項中「次項において同じ。」及び「その申請により」を削り、「合格した試験」の下に「(以下この条において「学科合格試験」という。)(を加え、「二回」を「四回の試験のうち二回(学科合格試験の前条第二項に規定する設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回)」に改め、同条第二項を削る。

第二十八条第一項中「の第一号」を削り、「同条第三号」を「同条第二号」に、「のうち同条第一号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者」を「(知事が別に定める同号に該当する者の基準において、建築実務の経験を有することを要件とする者を除く。)(」に、「第一号イ及びロ」を「第一号及び第三号」に改め、「及び写真」を削り、「申請を併せて行う」を「規定により学科の試験が免除される」に、「第一号に」を「第一号及び第二号に」に改め、同項第一号中「一 書類」を「一 次のいずれかに掲げる書類」に改め、同号イ中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 知事が別に定める法第十五条第二号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第十五条第二号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者(同条第三号に該当する者を除く。)(にあつては、同条第一号に掲げる者と同項以上の知識及び技能を有することを証する書類

第二十八条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 実務経歴書及び実務経歴証明書

第三十八条第二項中「合格者一覧表」の下に、「第二十八条第一項第一号及び第二

号に掲げる書類並びに同条第二項の規定により指定試験機関が定める受験申込書」を加える。
別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

二級建築士免許申請書

私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。
 私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。
 年 月 日

氏名.....印

群馬県知事
 群馬県指定登録機関(名称) あて

記

ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日生	写 真 1 縦4.5cm横3.5cmの無帽、 正面、上半身、無背景で写 した写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入してのり で貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は、免許 証に転写されます。
本 籍	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現 住 所			
試 験	二級建築士の試験に合格した時期	年	
	合格証書日付	年 月 日	
	合格証書番号	第 号	
登録申請 区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>		
1 学歴のみに より申請す る場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月
			年 月入学 年 月卒業(修了)
			年 月入学 年 月卒業(修了)
2 学歴+実務 により申請 する場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月
			年 月入学 年 月卒業(修了)
			年 月入学 年 月卒業(修了)
3 実務のみに より申請す る場合	建築実務経験期間の合計		年 月
4 建築設備士 により申請 する場合	建築設備士登録番号・登録年月日		第 号・ 年 月 日
5 建築士法第 四条第五項 により申請 する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日
			年 月 日
	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

欠 格 事 項	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	あるときは、その罪及び刑	
	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときは、その建築士の種類と取消年月日	(建築士) 年 月 日	
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 精神の機能の障害により二級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
※審査欄		

- 注意事項
- 1 数字は、算用数字を用いてください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。
 - 4 ※の欄は、記入しないでください。
 - 5 この申請書を提出する際に、合格通知書を提示してください。

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

木造建築士免許申請書

私は、木造建築士の試験(免許)を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。
 私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。
 年 月 日

氏名.....印

群馬県知事
 群馬県指定登録機関(名称) あて

記

ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日生	写 真 1 縦4.5cm横3.5cmの無帽、 正面、上半身、無背景で写 した写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入してのり で貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は、免許 証に転写されます。	
本 籍	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		
現 住 所				
試 験	木造建築士の試験に合格した時期	年		
	合格証書日付	年 月 日		
	合格証書番号	第 号		
登録申請 区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴のみに より申請す る場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴+実務 により申請 する場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間 の合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
3 実務のみに より申請す る場合	建築実務経験期間の合計		年 月	
4 建築設備士 により申請 する場合	建築設備士登録番号・登録年月日		第 号・年 月 日	
5 建築士法第 四条第五項 により申請 する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日
	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

欠 格 事 項	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	あるときは、その罪及び刑	
	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
あるときは、その建築士の種類と取消年月日	(建築士) 年 月 日	
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 精神の機能の障害により木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
※審査欄		

- 注意事項
- 1 数字は、算用数字を用いてください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 のある欄は、該当するの中にレ印をつけてください。
 - 4 ※の欄は、記入しないでください。
 - 5 この申請書を提出する際に、合格通知書を提示してください。

別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第2号の2(規格A4)(第3条、第28条関係)

実務経歴書

私は、^{二級}木造建築士の試験(免許)を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
 年 月 日

氏名.....印

群馬県知事
 群馬県指定登録機関(名称) あて

記

勤務先等				
勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計		
		年月~年月	年月数	
		年 月 ~ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二)	
年月~年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月~年月	年月数
			年 月 ~ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月~年月	年月数
			年 月 ~ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)				

(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
※経由機関記載欄		※指定登録機関記載欄		

- 注意事項
- 1 数字は、算用数字を用い、^{二級}木造欄は該当する方を○で囲んでください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 この実務経歴書は、勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
 - 4 記載内容に不備があった場合又は疑義が生じた場合には、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。
 - 5 虚偽の実務経歴を記載した場合には、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。
 - 6 ※の欄は記入しないでください。

別記様式第2号の3(規格A4)(第3条、第28条関係)
実務経歴証明書

年 月 日

群馬県知事
群馬県指定登録機関(名称) あて

証明者 印
住所・所在地
電話番号
申請者との関係

下記の者が申請した^{二級}木造建築士受験申込書(免許申請書)に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月
建築実務の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 2 ^{二級}木造欄は該当する方を○で囲んでください。
- 3 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 4 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

別記様式第十四号(表)中「(泄)」を削り、同様式(裏)を削る。
別記様式第十五号(表)中「(泄)」を削り、同様式(裏)を削る。

附則

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験(次項において「二級建築士試験等」という。)に合格した者に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の第二十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
